

植民地台湾における官服と法服

—行政官・司法官の可視化の政治過程—¹⁾

岡本真希子

植民地初期（1895～1899年）の台湾における行政官と司法官の制服について、可視化のツールとして制服が制定されるまでの政治過程を検討した。第2章では、主に文官服制調査委員会の議論に焦点をあてながら、策定過程における諸案の変化を台湾社会との相関関係とともに検討した。第3章では、法服の策定過程を本国の法服と台湾人法院通訳の不可視化を視野にいれながら検討した。

1 はじめに

本稿は、植民地初期の台湾における行政官と司法官について、視覚面において重要な役割を果たす制服に着目し検討するものである。行政官の制服である「官服」（「文官服」とも呼称される）、司法官の制服である「法服」に焦点をあてて、可視化のツールとして制服が制定されるまでの政治過程を検討する。

1895（明治28）年に日本は台湾を領有し、台湾総督府が設置された。その4年後の1899（明治32）年に、官服と法服の2つの制服が勅令で制定され、植民地の行政官と司法官が台湾社会において可視化されることとなった。例として、この年に台湾の雑誌に掲載されたボンチ絵（図1）を見ると、法院の裁判の現場を描いたこの図において、「誰が行政官か」「誰が司法官か」が、官服と法服により明確に可視化されている様子がわかる。

このように植民地期台湾においては、制服によって行政官や司法官が可視化される場が存在した。しかし、従来の台湾法研究においては、法の変遷・運用や司法官の人材などが研究対象とされ²⁾、あるいは、臨時台湾旧慣調査会や法立案作業に関わった研究では個別の法学者・司法官に関する研究が蓄積されているが³⁾、法服は1899年以降に所与のものとして存在しており、特に分析の対象とはされていない。また、植民地官僚研究においては、制定後の制服の様式や着用時の効能などは検討されるものの、その制定過程に関する研究は少ない⁴⁾。

図1 官服と法服



註：本図は、「於台北地方法院盧錦春公判庭見取図」(『高山國』第5号, 1899年12月号, 14～15頁)に、岡本が図の外に説明を加えて作成。

そこで本稿で着目するのは、従来未検討である官服と法服の制定過程である。両者は1899年に勅令により台湾で導入されたが、官服の場合は本国にない制度として新たに創出されたものである。他方で法服は、本国の法服を援用していたものの、同時期に成立した官服との競合関係が存在し、かつ、法院職員のなかには、本国にない制度として法院通訳が存在するという特徴を持つ⁵⁾。法院通訳は台湾人が正規の官吏となった嚆矢であり、法院は組織のなかに民族問題を包含していたため、「誰が制服を着る対象となるのか」という点で、当該期の官服と法服では異なる部分があった。したがって、官服・法服の両者を分析対象とすることで、当該期の植民地体制の構築過程の一端を明らかにできると考える。

以下、第2章「官服の制定過程」では、「総督府文官服制ニ関スル書類一括」という資料に着目して分析を行う。官服は1899年2月に児玉総督・後藤長官のコンビ時に導入されたが、この資料からは、1896年の官服策定の初発時からの経緯が明かとなる。本稿では文官服制調査委員会に着目し、1899年の勅令制定に至る過程での論点や制服案の変化にも着目しながら分析を行う。また、第3章「法服の導入過程」では、1896年5月に法院が創設された頃から1899年7月に本国の法服導入が決定されるまでの時期を、やはり『台湾総督府公文類纂』所収の資料から検討してゆく。前述のように本国の法服を台湾で援用したため見落とされてきたが、1899年までの約3年間には、台湾総督府法院条例の制定と改正、台湾人の法院通訳という本国にはない法院職員を含む民族構成、そして第2章に見た官服との競合など、複数の分岐点と選択肢が存在していた。官服と法服の双方を視野に入れることで、翻って台湾における法服の意味を検討する。

表 1 台湾総督府・法院関係者

台湾総督府		法院		
総督	民政局長	高等法院長		
樺山 資紀 (1895. 5. 10~1896. 6. 2)	-	-		
桂 太郎 (1896. 6. 2~1896. 10. 14)	水野 遵 (1896. 4. 1~1897. 7. 20)	高野 孟矩 (1896. 5. 13~1897. 10. 1)	-	
乃木 希典 (1896. 10. 14~1898. 2. 26)	曾根 静夫 (1897. 7. 20~1898. 3. 2)			
児玉 源太郎 (1898. 2. 26~1906. 4. 11)	後藤 新平 (1898. 3. 2~1898. 6. 20)	水尾 訓和 (1897. 10. 1~1898. 7. 20)		
	民政長官			
	後藤 新平 (1898. 6. 20~1906. 11. 13)	覆審法院長	覆審法院檢察官長	
		水尾 訓和 (1898. 7. 20~1899. 9. 21)	川湖 龍起 (1898. 7. 20~1899. 11. 8)	
今井 良一 (1899. 9. 21~1900. 2. 3)		尾立 維孝 (1899. 11. 8~1909. 11. 5)		
		鈴木 宗言 (1900. 2. 3~1907. 8. 1)		

注：岡本作成。

なお、台湾領有以降、本稿に関する時期の総督府と法院の首脳部は、表 1 に示したようになる。

2 官服の制定過程－行政官の制服の創出－

2.1 資料－「総督府文官服制ニ関スル書類一括」

文官服制が導入されたのは、1899（明治 32）年 2 月であり、児玉総督・後藤長官の時期であった。しかし台湾総督府では、初代総督である樺山資紀の在任末期の 1896（明治 29）年 5 月には、文官服制を勅令で発布する方針と概案を固めていた。

この勅令発布までの約 3 年間の動向については、台湾総督府の公文書である『台湾総督府公文類纂』のなかの「総督府文官服制ニ関スル書類一括」（以下、「文官服制資料」と略す）⁶⁾ という約 200 張⁷⁾（ページ）にわたる関連資料を用いて検討する。勅令案作成過程における総督府と本国の主務省（内務省や拓殖務省など）とのやりとりや、台湾における文官服制の方針や実物見本作成に関する往復文書、文官服制調査委員会の委員らの報告書、複数の制服の意匠（デザイン）案など、勅令発布までの書類が収められている。編綴順序や実施案と関係から検討すると、前半部分⁸⁾と後半部分⁹⁾から構成されて

いると考えられ、時期が古いものが後半部分、実施案に近い時期が前半部分になっているが、交錯しているものも多い。本稿では時系列で分析を加えてゆく。

以下、本章では、この「文官服制資料」を主要な分析対象とするとともに、『台湾総督府公文類纂』のなかの人事関連書類なども合わせて検討してゆく。

2.2 樺山総督期末期の概案—1896（明治29）年5月

「文官服制資料」において、一番古い資料は、1896（明治29）年5月21日付で、樺山資紀総督期の末期に作成されたもので、本国の主務大臣である拓殖務大臣にあてた文官服制を勅令で制定する稟請案である（以下、「樺山期概案」と呼称する）¹⁰。その内容は、制服が必要であることの説明、および具体的な服制図である。「樺山期概案」は、文官の制服の必要を説明している初発案なので、以下、やや長いが引用する。

「台湾島ノ帝国ニ割譲セラレテヨリ日尚ホ浅ク匪徒ノ出沒猶未タ保スヘカラス島民ノ向背猶未タ決スヘカラス是時ニ当方ハ我当該官吏タル者ハ自ラ嚴肅端正以テ大ニ其威信ヲ表彰シ民心ヲ収攬スルコトヲ務メサルヘカラス然ルニ頃者賤商役夫ノ輩猥リニ官名ヲ冒称シ屢民家ニ出入シ甚シキハ家人ニ酒食ノ饗応ヲ要メ島民亦古来官家崇拜ノ餘習ニ因リ之ヲ官吏ト誤信シ財ヲ惜マス歡待スル者アリ加之此等ノ輩身ニ一金ヲ貯ヒスシテ淫猥卑陋ノ巷ニ出入シ官名ヲ冒称シテ所謂無錢遊興ヲ為ス者アリト云フ若シ此等ノ事実ニシテ果シテ事実ナリトセハ帝国官吏ノ威信ハ是ヨリ地ヲ掃ヒ台湾島民ノ帰服ハ是ヨリ収ムヘカラサルニ至ラン因テ茲ニ一般官吏ノ服制ヲ定メ一ハ官民区分ノ標識ニ供シテ欺瞞ヲ豫防シ一ハ容儀ニ対シテ官吏ノ品行ヲ慎マシメ官規嚴肅ノ要具タラシメ度」（「文官服制資料」273～274張。）

というように、渡台した民間の内地人¹¹が「官名ヲ冒称」して飲食強要・無錢遊興などの横暴なふるまいを行うことがあり、それらが台湾「島民」から「官吏ト誤信」されることで、「帝国官吏ノ威信」が「地ヲ掃」い「台湾島民ノ帰服」の阻害要因となっていることを問題視しており、「官民区分ノ標識」を設けるとともに、官吏自身の「官規嚴肅ノ要具」とすべきとしていた。

なお、このときの台湾総督府で正規の官吏に任用されていたのは内地人のみであった。台湾人が初めて官吏に任用されたのは法院通訳であり、1898年7月の法院条例改正で初めて常設の官吏として設置された¹²。したがって、上記の稟請案の作成時には官

服を着用する対象となる正規の文官は内地人のみであり、そもそも官服は内地人のなかの官民の差別化を視野に入れた制度であったといえる。制服による官民の区別という説明は、1899年に文官服制が勅令で制定された際にも、本国に対する制定理由に包含されており¹³⁾、立案当初からこの説明は貫徹されていた。

このほか、この稟請案の後半部分には、朱線で削除されている部分がある。それは制服の費用に関するものであった。すなわち、「台湾島ハ内地ト事情ヲ異ニシ諸物価ノ昂低ハ到底内地人ノ豫想タニ及ハサル相違」がある、そのため制服を「各自ノ私費ヲ以テ調製セシメントスルハ難キヲ需ムル」ので、「新任ノ際服装料」を「一時支給」するように「経費予算案」を付すので制服費支給を希望するというものであった¹⁴⁾。しかし、「予算案」は文書中に見当たらないので、この経費要請は取り下げられたと考えられる。

さらに、具体的な服制案も概要が固められており、この稟請案の後ろには、複数の付属資料が付けられている。付属資料は、勅令案「台湾総督府文官服制及剣制」のほか¹⁵⁾、「台湾総督府文官服制図例」と題した表と制服の具体的な図例である¹⁶⁾。さらに、「台湾総督府令」として「台湾総督府文官服装帯剣並礼式規定」が、その草稿案とともに2種類付属している¹⁷⁾。制服着用時の所作なども大筋ですでに固められていたといえよう。

「樺山期概案」の制服図案のうち、一例として勅任官について図2・3・4に示す。軍服を彷彿とさせるデザインで、色は黒と金で構成される厳めしい印象を与える。また、この「樺山期概案」は、1899年に制定された制服と、ほぼ同様の視覚的役割があることが指摘できる。帽子の前章の意匠（デザイン）など細部は異なるものの、官吏の階級に合わせて袖章・帽子などの線の数が視覚的に明示されること、地質は黒色で、身分を表す筋や肩章は金モールであることなどである。なお、袴（ズボン）には、横に白線が入れているが¹⁸⁾、これは「樺山期概案」のみのものである。

そして、この勅令案「台湾総督府文官服制及剣制」では、「剣」を帯びること、すなわち「剣制」が勅令名の中にも前面に出されており、この部分は、1899年に公布されたものとは異なっていた。次節にみるように、剣制の可否は、このあとの服制案策定の際に重要な論点になっていくが、「樺山期概案」では、剣制は服制の一部として提示されていたのである。

以上のように、樺山総督期末期の1896年5月には、概案はほぼ出そろっていた。これ以後は、次節にみるように、具体化に向けて「文官服制調査委員会」が始動してゆくこととなる。

図2 制服案(勅任官)¹⁹⁾図3 剣案(勅任官)²⁰⁾図4 剣帯・剣緒案(勅任官)²¹⁾

2.3 文官服制調査委員会—1896(明治29)年7月以降

2.3.1 調査委員の任命

「樺山期概案」作成の翌月、1896年6月2日に台湾総督は、樺山総督から桂太郎総督へと交代した。翌7月以降に順次、「台湾総督府文官服制調査委員会」の委員が任命されている(以下、「調査委員会」および「調査委員」または「委員」と略す)。

まず、7月21日に、木村匡(民政局事務官)・木下新三郎(同)・平野貞次郎²²⁾(同)・高橋虎太(同)が、台湾総督府文官服制調査委員に任命された²³⁾。

次いで7月28日には、「調査ノ進行上」のために委員長を設け、委員増員がはかられた。委員長に杉村濬(民政局事務官)、委員に遠藤剛太郎(民政局事務官)と金子源治(民政局属)の2名、合計3名が任命された²⁴⁾。全委員のうち、前掲「文官服制資料」から具体的な活動がわかるのは、杉村濬委員長と遠藤剛太郎事務官と、属の金子源治の計3名である。

委員長となった杉村濬(1848~1906年)は、1874(明治7)年の台湾出兵の際に蕃地事務都督府に出仕し、渡台した経歴を持つ²⁵⁾。1880年からは外務省に勤務し、朝鮮の公使館の勤務時には閔妃暗殺事件(乙未事変。1895年10月)にかかわり帰朝を命ぜられている。その半年後の1896年3月に、陸軍省雇員として渡台し台湾総督府付となり、4月には台湾総督府民政局の事務官兼参事官(高等官3等)に任命され、7月に前述の調査委員長を被命、1898年9月20日に免官となるまで在勤した²⁶⁾。このときの杉村の渡台経緯は、朝鮮から帰朝後に公使館一等書記官を非職中のところを、樺山総督から陸軍大臣にあてて杉村の雇員採用を要請し、原敬外務次官の了承も得て、台湾で採用されたというものである²⁷⁾。

調査委員の遠藤剛太郎（1867年生）は、本国で検査官補を1892年11月から1896年4月までつとめたあと、台湾総督府民政局事務官となり同年5月に渡台した²⁸⁾。渡台経緯は不明だが、「文官服制資料」のなかには、金子調査委員との連名や遠藤単独で報告書を提出し、なかには「樺山期概案」への批判的意見も含まれている。

もう一名の調査委員である金子源治は、台湾赴任前の1895年11月時点では司法省民刑局属²⁹⁾で、渡台前の1890～94年にかけては刑事訴訟法の注釈や司法警察に関する複数の著作を刊行していた³⁰⁾。渡台の経緯は不明であるが、1896年5月には台湾総督府の雇員として在勤し³¹⁾、同年11月には民政局内務部県治課属として勤務している³²⁾。ただし、「文官服制資料」のなかには、金子委員単独の意見書は見あたらない。

なお、1897年1月11日に遠藤委員は杉村委員長にあてて、「文官服制調査委員増加ノ意見」³³⁾と題して、委員増員を具申している。この時点での状況は、委員長を除き当初は6名いた委員が、その後は欠員や公務出張などのために、わずかに3名となり、ただでさえ「調査材料ノ不備ナル台湾ニ在テハ多数ノ智識ヲ轉合セサレハ完全ヲ期シ難キ」ため、更に2～3名増員の申請してほしいというものであった。人材が極めて限られるなかでの調査委員会の活動であったといえよう。

2.3.2 意匠と釦制をめぐる対立

調査委員任命後の1896年9月18日、遠藤・金子両委員は連名で、杉村委員長に対して17項目を掲げて、委員会開催を要請していた³⁴⁾。17項目は、3つに分けられており、第一部分を「制服案ノ審査」として、項目一から八として、以下を列挙している。すなわち、「一 冬衣袴ノ制式（現品ヲ示ス）」「二 夏衣袴ノ制式（現品ヲ示ス）」「三 袖章ノ制式（現品ヲ示ス）」「四 帽及徽章ノ意匠（新案）」「五 外套ノ制式並釦ノ意匠（新案）」「六 雨衣ノ制式」「七 釦の制式」「八 釦帯ノ制式（金具及鉤革ノ意匠）」であり、策定済みの制服案の現品を示すとともに、独自の「新案」の「意匠」（デザイン）を提示して、審査を要求していた。

次いで第二部分を「議題」として、項目九から十三として、以下を列挙している。

「九 袖章ヲ以テ表示スヘキ官等ノ種類（三ト関連ス）

右ハ前会ニ於テ決定セリト雖新案ヲ考出シタルニ依リ再議ヲ乞フ

十 制服ヲ公示スル命令ノ種類如何

十一 馬具制ヲ定ムル必要アリヤ否

十二 法官ニ制服ヲ着セシムル必要アリヤ否

十三 撫墾署員及収税員ハ別種ノ制服ヲ要スルヤ否

ここでは、すでに決定している袖章について、「決定セリト雖新案ヲ考出シタルニ依リ再議ヲ乞フ」と述べ、やはり新たな意匠を提案している（項目九）。

新意匠については、「樺山期概案」の「台湾総督府文官服制図例」（注16参照）に対して、遠藤委員らが入れたと考えられる墨書訂正や新規の手書き草稿や図案が、「文官服制資料」192～212張にかけて示されている。例えば、帽子の徽章には、前掲の図2にあった「台ノ字」部分を削って「桜花」だけとしたり、袖章と考えられるデザインでも、「桜花」をちりばめた刺繍のようなデザイン（図5）や、四角い渦巻き模様のいわゆる雷文（図6）の図案が残されている。また、常衣と略衣があり、常衣の製式は軍服のような長ジャケット仕様ではない「フロックコート」とし、略衣（図7）や夏衣は背広を用い、かつ「胴衣」（チョッキ）の製式もあり、袖に付す袖章も黒糸で桜花と桜葉を縫い付けるといふもの（図8）が考案されていた。全体の傾向として、「樺山期概案」のような軍服のような厳めしいものではないといえよう。

このほか「議題」として提示された項目のなかで注目すべきは、項目十二の「法官ニ制服ヲ着セシムル必要アリヤ否」である。この官服策定と同時期の1896年5月には、台湾総督府では法院が設置され、法官が何を着て訟廷に立つのかということが課題となっていたことがわかる（次章参照）。

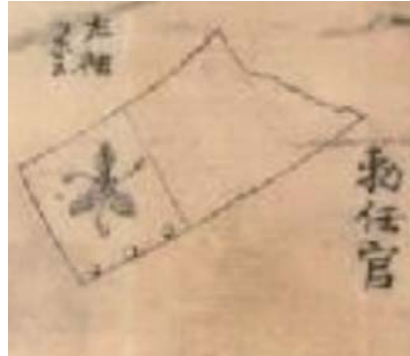
遠藤・金子両委員の提案の第三部分は「内議」として、下記の項目（十四～十七）を列挙し、制服着用時の所作や規律が課題にされている。

図5 桜花の図案³⁵⁾



図6 雷文の図案³⁶⁾



図7 略衣の図案³⁷⁾図8 常衣の袖章³⁸⁾

- 「十四 制服ヲ着シタル文官途上遭遇ノ礼ハ行ハルヘキヤ否
 十五 若シ行ハル、モノトセハ礼式ハ挙手ナルヘキヤ 又ハ脱帽ナルヘキヤ
 十六 若シ挙手ナリトセハ 陛下殿下ニ対シ奉リテモ尚挙手スヘキヤ
 十七 服制、制服着裝規則等ノ発布ト同時ニ局員ノ風紀（外観的警察）ヲ維持スル為メ制規委員ヲ設クルノ必要ナキヤ否」

以上のように、遠藤委員は調査委員会に対して、「樺山期概案」を既定路線とはせず、新意匠を提案していた。そして、これ以後の杉村委員長への報告書などからは、遠藤委員がさらに不満を募らせていく様子が浮かび上がる。

乃木総督期になった1897年1月11日、遠藤委員は前述の「文官服制調査委員増加ノ意見」³⁹⁾のなかで、遠藤自身が置かれている困難な状況を切々と訴えていた。その一つは委員の人数不足であり、もう一つは大倉組に命じた現品（サンプル）納品が滞っていることである。こうしたなかで、遠藤委員は自身の選択した行為について、以下のように言う。

「不確定ノ納品報告等ヲ空手待ツヘキノ秋ニアラスト認ムルニ依リ又服制起案ノ進行如何ニ就キ委員中ヨリモ督促ヲ受クルニ依リ又調査緩漫ナリトノ物議ハ委員以外ニ之リアルヲ聞クニ依リ此際前陳大倉組ノ納品ヲ待タス又金金属ノ回報ヲモ待タス独定ノ見込ヲ以テ服制案ヲ作り本日ヨリ向二日間ニ委員会ニ復命スルヲ得ルマテニ取運ヘリ」

すなわち遠藤委員は、ただ待つのではなく「独定ノ見込」の服制案の提出という方向

で動いており、この独自案を2日後の委員会には復命すると述べている⁴⁰⁾。

実際に1月13日、遠藤委員は単独で杉村委員長へ「文官服制案ニ付報告」⁴¹⁾を提出した。その冒頭では「小官曩キニ委員金子属ト共ニ文官服制ノ起案ヲ附託セラレ」たので、「別紙ノ服制案ヲ報告」して採納を仰ぐと述べ、「台湾総督府文官服制」と題した独自の表をつけている。前出(9月提出)の独自意匠の部分的踏襲と言えるもので、帽の徽章は「台ノ字」は用いずに桜花(銀色)・桜葉(金色)、常衣はフロックコート、略衣と夏衣は背広を用い、また、胴衣などがある。そして、「該案細目ノ意匠ニ就テハ口頭ヲ以テ説明スヘシ」と報告書に記している。

さらに遠藤は、この「文官服制案ニ付報告」で、希望事項2件を強い文言で主張していた。遠藤は「服制調査ノ範圍外渉ルノ嫌アルヲ以テ強テ弁セス」としながらも、「若シ其理由ヲ諮問セラルトキハ開陳スルコトヲ辞セス」として、越権行為と自覚しつつも、諮問があれば意見開陳を歓迎するとして、むしろ諮問をあおっているような文面となっている。

この「文官服制案ニ付報告」に記載された遠藤の希望事項とは、第一は帯剣不要論であり、以下のように言う。

「文官制服ニ帯剣ヲ必要トスルノ論アリ然レトモ小官ノ意見ハ全ク之ニ反スルニ依リ別紙服制案ニハ剣制ヲ排除セリ理由ハ口頭ヲ以テ開陳スヘシ但隨時武器ヲ帯フル場合アランコトヲ慮リ之ヲ帯ヒ得ルカ如ク制服ノ製式ヲ按出セリ而シテ武器ノ製式ハ毫モ制定スヘカラスト為ス」

このように遠藤は帯剣不要論を強く主張し、提出した独自の制服案からは、「武器」(剣)の製式の部分を削除してしまっていた。

遠藤の希望事項の第二は、勅令不要論と服制施行期限に関するもので、以下のように言う。

「服制ヲ發布スルハ勅令ヲ以テ為スヘキコトヲ論者多ク主張ス小官ノ意見ハ勅令ヲ要セスト為ス又服制施行ノ期限ヲ成ルヘク短縮セントノ意見アルカ如シ小官ハ其期限少クモ六ヶ月ノ後ニ在ルヘキヲ主張シ且施行期限前ト雖モ該制ニ依リ着装スルコトヲ妨ケサル如ク制定セラレンコトヲ希望ス」

すなわち、法令の形式は勅令である必要はなく、迅速な施行も不要で最低でも6カ月は猶予すべきとし、しかし他方で、期限前の着用開始も構わないとしている。遠藤委員のこの2つの希望事項からは、帯剣を伴う官吏の威圧感への忌避⁴²⁾や、緩やかな官服着用移行による画一的・一斉的な官吏の存在の可視化を回避する傾向を読み取ることができよう。

2.3.3 調査委員会の服制案—1897年3月

では、調査委員会全体の方針はどのようなものになったのか。1897年3月3日の杉村濬委員長から水野遵民政局長への「報告」⁴³⁾では、その冒頭で、台湾総督府文官服制の調査を命じられて以来、「査覈審考ヲ重ネ今般結了ヲ告ケタルニ依リ茲ニ別紙ノ服制案ヲ報告ス」とある。ここから、この「報告」がこの時期の調査委員会の最終報告であり、付属資料の「台湾総督府文官服制」の表と図が、委員会の最終案と考えられる。

この「報告」で注目すべき点は、剣制の問題、すなわち文官の帯剣が必要か否かという部分である。委員会の結論は、「文官制服ニ帯剣ヲ必要トスルノ論アリシモ委員会ハ必要トセサルコトニ決セリ」というもので、帯剣不要論であった。前述した遠藤委員の激的な意見表明よりは、ややマイルドな表現に変えてあるものの、遠藤と同様に帯剣不要が結論づけられてる。また、勅令による発布や服制施行期限、制服着規則や敬礼規則といった制服着用時のルールや所作などに関する規則の制定については、前述のように遠藤・金子両委員が提案した17項目のなかで提起されていたが（項目十四～十七）、委員会としては「諮詢ニ応シ答申スルヲ辞セスト雖」も、これらは「実ニ重要ノ問題」であり根本問題が未決定の現状においては、「調査セス」とだけ回答していた。あくまで服制の内容にのみ答申し、制服着用時に関する事項は調査対象外としていたのである。

では、最終的にはどのような意匠になったのか。以下では「報告」に付随する「台湾総督府文官服制」⁴⁴⁾表と図を検討する（以下、「委員会服制」と呼称する）。その際には、実際に1899年に制定された服制（以下、「制定服制」と呼称する。次節参照）と大きく異なる部分に着目したい。

委員会服制では、その「常衣」は、勅・奏任官は紺羅紗生地「フロックコート」（図9）で、ボタンは「黒包釦」（黒色のくるみボタン）を前面6個・後面2個・袖先3個を配している。判任官は背広製式の「略衣」（図10）で、生地は紺地で地質は適宜のものでよく、ボタンはやはり「黒包釦」前面6個・袖先3個を配している。また、「胴

衣」(チョッキ)(図11)は紺地か白地で、ボタンは紺地のときは「黒包釦」、白地のときは白色の小さなボタンを前面に5個配置している。ズボンは特に製式はなく、「普通ノ製」としていた。また、制定服制と異なり、委員会服制は襟のある製式であるため、「襟章」を制定している。襟章は、勅任・奏任官は黒糸で桜花・桜葉(図12)、判任官は紺地に黒の略花(図13)縫い付けるものとしていた。帽子の前につける徽章(帽前章)(図14)は、銀色の桜花・桜蕾と金色の桜葉から成り、帽子前面に縫い付けるものとしていた。なお、委員会服制では、「台ノ字」徽章はボタンにも帽前章にも用いられていない。

また、委員会服制では略衣や胴衣に加えて、夏衣や夏略帽・雨覆・日覆など、制定官服にはないものが考案され、暑さや雨などに対応した工夫がみられる。他方で「樺山期概案」にはある「剣」・「剣帯」・「剣緒」などはなく、剣制不要論が反映された服制になっている。この点について杉村委員長の前掲「報告」では、「随時武器ヲ帯フル場合アラコトヲ慮リ之ヲ帯ヒ得ルカ如キ製式トセリ」と説明しており、遠藤委員の説明文⁵¹⁾

図9 常衣(勅・奏任官)⁴⁵⁾図10 略衣(判任官)⁴⁶⁾図11 胴衣⁴⁷⁾図12 襟章(勅・奏任官)⁴⁸⁾図13 襟章(判任官)⁴⁹⁾図14 帽前章(徽章)⁵⁰⁾

をほぼ踏襲していた。

以上のように、委員会服制は、官吏の階級が勅・奏任官と判任官で区別はされてはいなかったものの、紺色のフロックコートか背広を採用しているため、民間の洋服着用者と視覚的に大きく乖離するものではないといえる。また、ボタンは服地の色に近い黒色くすみボタンや白色ボタンなどを採用しており、かつ、襟章も紺地に黒色で縫い付けているため、ボタンや襟章が制服のなかで前面に出て存在を主張することはない仕様となっている。全体として、厳めしい印象は薄れた印象を受ける。

しかしながら、「樺山期概案」では、上衣の袖の金線や袴の白線とその本数や金の「台ノ字」によって、総督府の文官であることやその階級が視覚的に明示されるものとなっていたのに対して、委員会服制は、内地人社会における官民区別という当初の目的に照らした場合、その区別を曖昧にする側面をはらんでいたといえよう。

2.4 可視化される官服—1898年7月～1899年2月

2.4.1 修正案の推移

前節にみたように、乃木総督期の1897年3月に調査委員会は委員会服制を提出したが、その後、「文官服制資料」で調査委員会の名が再び出て来るのは、約1年4カ月後の児玉総督・後藤民政長官期のことで、かつ、杉村委員長や遠藤委員らの名はみあたらない。「文官服制資料」冒頭に収められた3点の文書がこの時期のものに該当する（以下、「資料①」「資料②」「資料③」として示す）。これらからは、1898年7月末から9月にかけて、調査委員会の服制案に対して、次第に修正がほどこされてゆく過程がうかがいあがる。

「資料①」は、1898年7月26日付の資料⁵²⁾であり、秘書官2名・参事官1名と民政部の十四課の課長の捺印がなされている。冒頭で「台湾総督府文官服制ノ件調査委員ニ於テ再調査ヲ遂ケ候」として、再調査と決議事項を通知していた。決議事項とは、「肩章」と「袖章」を付すとしたことである。「常服」のフロックコートに、勅・奏任官は金線で、判任官は銀線で、階級ごとに異なる大きさの取外し可能な肩章と袖章を付すというもので、これ以前の委員会服制案にはないものであった。金銀の色彩をともなった階級の可視化が志向されていることがわかる。

「資料②」は、欄外に「修正意見 三十一年八月」と記載された文書である⁵³⁾。4点にわたる文官服制必要の理由を説くもので、これらの「理由ニ依リ服制ヲ定ムルノ必要アルヲ認メ尚此目的ヲ達センカ為ニ一ニ修正意見ヲ付シテ茲ニ提出ス」と末尾に記載

されている。本国へ提出された勅令案の理由書にも同様の文言が盛り込まれていることから、最終段階の説明資料と考えられる。

理由の1点目は、官吏の威厳の保持というものだが、台湾社会への可視化の効果について、以下のように強調している。

「特ニ台湾ノ如キ清国政府ノ時代ニ於テハ階級ノ制厳ニシテ已ニ服制アリ茲ニ斯民ヲシテ官吏ヲ尊敬セシムル方法ノトシテ服制ヲ定ムルハ蓋習慣ヲ利用スルモノナリ」

理由の2点目は、災害時などの人民の救済必要時に、行政官には服制がないために、「人民ハ憲兵警察官ノ外ニ疾苦ヲ訴フヘキモノアルヲ知ラス」、行政官も「緊急ノ場合ニ自己ノ職分ヲ証明スルノ具ナク人民ニ命令又ハ助力スルノ手段ヲ取ルニ由ナカラン」として、服制による行政官の可視化の利便性を説いている。

3点目は「樺山期概案」の説明と同様に、内地人の官民の区別による詐欺などの防止効果を上げている。

4点目は、地方で人民と直接に事務を行う際に「言語相通セサル上ニ官吏タルヲ表章スルモノナキカ故ニ人民ニ不便」であること、服制を定めて「官吏ノ区別ヲ明ラカニセハ人民始メテ其向フヘキ所ヲ知り及互ノ便利ニ一段ノ快速ヲ見ン」と述べ、言語不通の台湾社会との接触において、官吏の可視化は、事務遂行上で効果があるというものであった。

総じて、「資料②」は、台湾社会における清朝時代由来の服制への意識を利用することや、台湾社会との接触に際して官服による官吏の可視化は、統治の事務遂行のために重要であることを主張していた。

「資料③」は、欄外に「三十一年九月調査」と記載された、服制の最新案の表である⁵⁴⁾。この1898年9月の表からわかるのは、「剣及剣帯」が服制のなかに盛り込まれていること、上衣は勅・奏・判任官すべてが「長ジャケット」製式で統一されていること、略衣はなくなっていること、袖章は金色の「台ノ字」とすること、肩章は金色の線と「台ノ字」から成ること、通常礼服として代用可能とすることなどが記載されていた。従前の委員会服制とは大きく変更され、より統一的な意匠となり、金線などで華麗な装飾がほどこされ、徽章は「台ノ字」章で画一化されるなど、台湾社会に対しても、官吏の存在が明瞭に可視化される意匠に変更されていったといえよう。

これらの変更を経て、総督府は本国の主務大臣である内務大臣に対して、1898年9月5日に、服制制定の稟請をおこなった。稟請案に記載された服制制定必要の説明や、服制案の表は、上述の資料を整理した内容となっており⁵⁵⁾、この約半年後、官服は創出されたのである。

2.4.2 創出された官服

1899年2月17日、「台湾総督府文官服制」は勅令で公布された（明治32年勅令第39号）。制定後の官服については、その仕様や役割は先行研究に譲り⁵⁶⁾、ここでは前述の委員会服制などと対比しながら、制定官服⁵⁷⁾の特徴を確認したい。

上衣（図15・16）は紺の黒更紗地（夏は白リンネル）の長ジャケットで形は勅・

図15 上衣（勅任官）

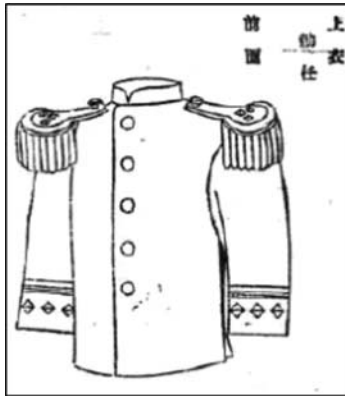


図16 上衣（判任官）



図17 肩章（勅・奏任官）

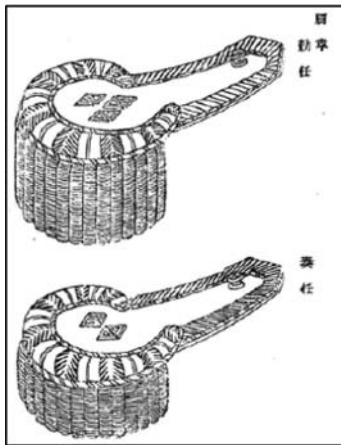
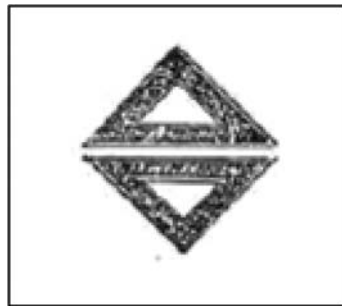


図18 袖章



奏・判任官ともに共通している。ただし、肩章（図17）のサイズや「台字」袖章の個数（図18・図19）などで階級を明示した。これら肩章・袖章・帽の前章（図20）・剣緒（図22）・剣帯の金具とその前章（図23）・「台字」釦（図24）などは、みな金色であり、黒地の厳めしいジャケットのあちこちに金色の細部が施されている仕様となっていた。また、帯剣も服制の一部とされ（図21）、黒と金色からなる意匠であった。委員会服制は紺色のフロックコートと背広で帯剣はなく、細部の釦や徽章などは地色に近い黒色であったことを鑑みると、制定官服の画一性と視覚へのインパクトは大きく、可視化を志向した官服が創出されたことが指摘できよう。

図19 袖章（勅・奏任官）

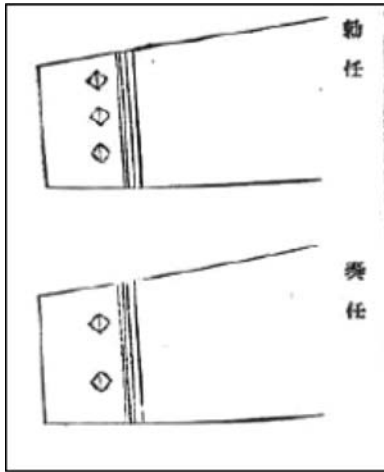


図20 帽前章（旭日章）

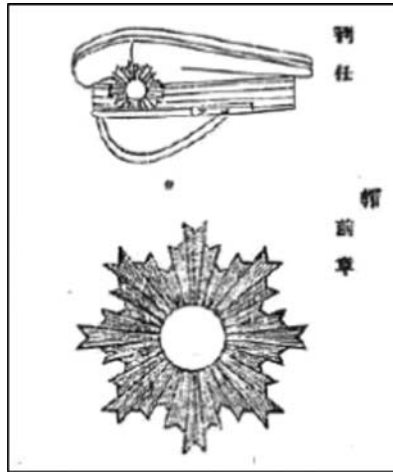


図21 佩剣（勅任官）

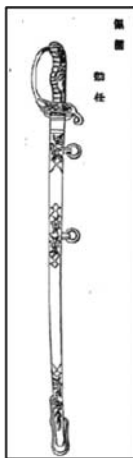


図22 剣緒（勅任官）

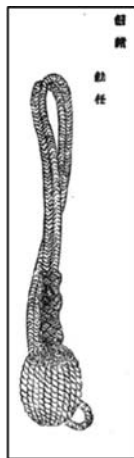


図23 剣帯・前章

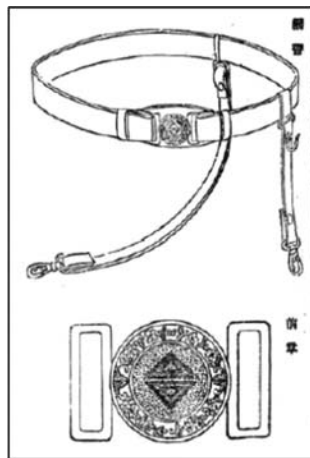


図24 釦



3 法服の導入過程－司法官の制服の採用と排除－

3.1 法院条例制定と訓令第 72 号－1896（明治 29）年

3.1.1 本国における法服制定－1890 年

本章では、台湾の法院において、判官・検察官が着用した法服について検討してゆく。ただし、前提として留意しておきたいのは、法服は台湾領有以前に、すでに本国において制定され、判事・検事は裁判の場において、法服用を定められていたということである。

1890（明治 23）年の裁判所構成法施行に伴い、本国では「判事検事裁判所書記及執達吏制服ノ件」（明治 23 年 10 月 22 日勅令第 260 号）が制定された。法服は、以下の図 25～28 に示すようなものとされた⁵⁸⁾。判事・検事・裁判所書記は黒色の地質の上衣をまとい、上衣の首回りの「飾」部分に配置された桐花・唐草の色と数によって、大審院・控訴院・地方裁判所などの裁判所と職が区別される仕様になっていた（判事は深紫色、検事は深緋色、書記は唐草のみの深緑色）。

洋服ではなく、独特の仕様の法服を考案したのは、当時の東京美術学校（現在の東京藝術大学）の教員で日本の古代の美術や有職故実や服飾史に詳しい黒川真頼であった。黒川は古代官服のような制服を考案して同校で採用されており、それは法服と類似したデザインであった。法服自体は、司法大臣山田顕義が欧州諸国での法服が古くから用いられていることに着目し、日本でも法服採用を提案したことによるという⁵⁹⁾。

当時の本国の世論によれば、法服は「法廷の威厳を保るを目的とする」ものであり、「我国古代の服制に依り一種の新衣冠を拵らへたる方宜かるべし」とのことから、「古へ

図 25 判事・検事（控訴院）の上衣（前面）

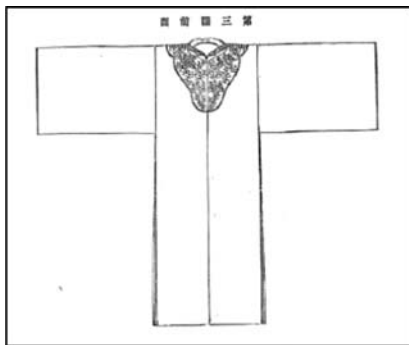


図 26 判事・検事（控訴院）の上衣（後面）と帽

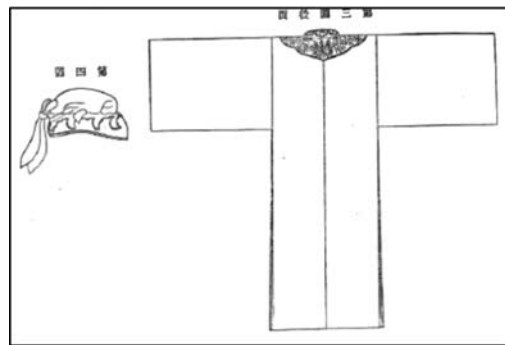


図 27 裁判所書記の上衣（前面）

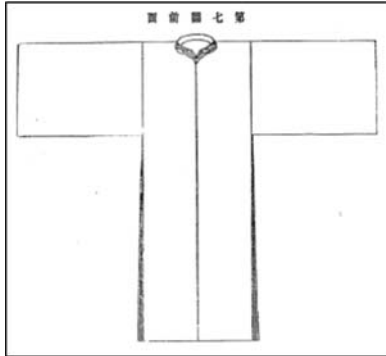
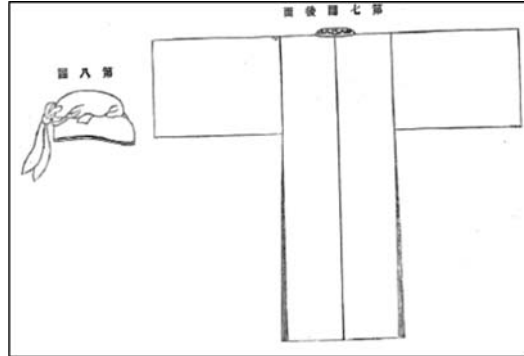


図 28 裁判所書記の上衣（後面）と帽



奈良の朝に唐の形に拠て定めたる衣冠の制を折衷し」たものと報道されていた⁶⁰⁾。批判的な論調としては、「何の必要あり何の理由ありて所謂服制なるものを一定」したのか、羽織袴やフロックコートがなぜ不適切なのかと疑問を呈し、「新法典完成、裁判所構成法実施、之と相伴ひて今や其服制を新定す口には新法新律を喋々して身には古代異様の服を着す何等の奇観ぞや」と喝破するものなどもあった⁶¹⁾。日本の古代の意匠にならった法服は耳目を集めていたことがわかる。

この法服は、結果から言えば、台湾においては1899（明治32）年7月に援用する形で導入された。ただしその過程では、台湾総督府法院条例の制定と改正や、前章で検討した官服の創設との競合関係などがあり、本国の法服をただ導入したということではない政治過程が生じていた。以下、台湾における法服導入の過程を検討してゆく。

3.1.2 台湾における法服の嚆矢—訓令第72号

台湾では、1896（明治29）年5月に「台湾総督府法院条例」（律令第1号）が發布され、新たな司法制度が始動した⁶²⁾。これに少し遅れて同年7月13日に、総督府法務部長の高野孟矩は、台湾で法服を制定することを上申した。しかしこの際、法令の形式が問題とされている。高野は「台湾総督府法院法官制服制定ニ付府令發布之件」⁶³⁾と題した案文で、

「明治廿九年五月五日律令第壹号ヲ以テ台湾総督府法院条例發布相成候ニ就テハ法院職員ノ制服制定ニ付如左案府令御發布相成可然」

というように、法院条例が台湾総督の命令である律令で發布されるのに伴い、法院職員

の制服は台湾総督が発令する台湾総督府令で発布すべきと考えていたのである。

しかし、原案は「府令」で作成されているものの、朱書きで「訓令」に修正され、「訓令第七十二号」とされている。法文自体は短いもので、台湾総督の名で「台湾総督府各法院判官検察官及書記ノ制服及略章別表之通相定ム」というものである。しかし、この原案に対しては、総督府民政局総務部文書課長の木村匡が、以下のような貼り紙を添付して、異議を唱えていた。

「法院法官制服ヲ制定スルハ勅令ヲ以テ発布スルモノト認ムルヲ以テ同意ヲ表シ難シ 明治二十三年勅令第二百六十号参照 文書課長〔「木村」匡の印〕⁶⁴⁾

木村文書課長は、本国の法服を制定した「判事検事裁判所書記及執達吏制服ノ件」(明治23年勅令第260号。前節参照)を根拠に、台湾の法院の法服も勅令によらなければならないと釘をさしていた。府令のように台湾総督が制定するのではなく、天皇の命令である勅令の場合は、本国の主務省を経由した上奏のプロセスが必須となる。

木村課長は、さらに高野の制服制定案に対して、以下のような詳細な反対意見の文書を作成していた。

「本按判官制服制定ノ件ニ付参事官ハ之ニ同意セラレタリト雖抑モ制服ナルモノハ公ノ位置名誉ヲ表彰セルモノニシテ台湾総督ハ単独ニ之ヲ制定シ得ヘキモノニアラス必ス拓殖務大臣ヲ以テ上奏ノ手續ヲ経テ勅令ヲ以テ発布セラレサルヘカラス」〔中略〕「本按ヲ以テ一時ノ急ニ応セントセハ姑ラク問ハス一面ハ左ノ訓令ヲ発シ一面ハ勅裁ヲ経テ制定セラレンコトヲ望ム」⁶⁵⁾〔下線部：岡本〕

結果として、府令ではなく訓令により、7月16日付の「訓令第72号」で当面の間の法服が定められた。それらは、以下のようなものである⁶⁶⁾。

判官・検察官(図29)・法院書記(図30)の2種類で、本国の法服同様に上衣の生地は黒色で、首回りに「飾」をほどこし、その模様は判官・検察官は金モールの桜花・桐と深紫色(判官)・深緋色(検察官)の唐草の文様で、桐の数で高等・覆審・地方法院などの法院が識別できるようになっていた。ただし、本国の法服の場合、上衣に帯は使用しないが、台湾のこの法服では、地色が白で「飾」をほどこした帯を腰回りに使用している点で、独自のものになっていた。なお、法院通訳が創設されるのは1898年7月

図29 判官・検察官の上衣・帯・帽

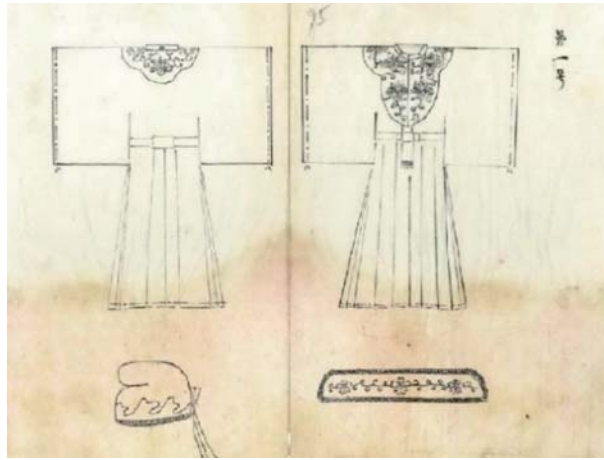


図30 法院書記の上衣・帯・帽



図31 略章 (判官・検察官)



なので、この時期にはそもそも法服用対象外であった。

さらに本国と明白に異なっていたのは、図31に示した「略章」である。巾は2尺5寸（約8cm）、地質は白色の絹で、金モールで桜花・桐の文様、両縁と總（フサ）の色は判官は深紫色で検察官は深緋色であった。また、書記にも細部は異なる略章が定められた。この略章を作成した理由は不明だが、次節に見るように、略章は法服の一部を示すツールとして重要なものとして認識されていた。

3.2 法服か官服か—1899（明治32）年

1898年7月19日、「台湾総督府法院条例」が大きく改正（明治31年律令第16号）され、高等法院を廃止し二審制となり、かつ、法院通訳が創設された。

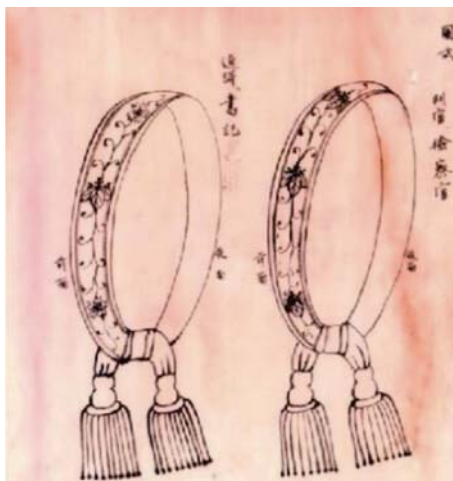
その後、1899年3月に法服に関連して、覆審法院検察官長川渕龍起・覆審法院長水尾訓和の連署で、兎玉総督に対して上申がなされている⁶⁷⁾。その内容は、法院ではこれまで、明治29年訓令第72号で制定した法服（前節参照）を使用してきたが、「該規定ノ制服ハ使用上甚タ不便」なだけでなく、「炎暑ノ烈敷本島ニハ最難適且ツ出張等ノ場合ハ重ニ略章而已使用シ来リ」という状況で「訟廷ノ内外ニヨリ自ラ二様ノ服制アルカ如キ感有之毎々ニ煩ハシク認居候次第」である、しかし、文官の制服（官服のこと）が制定されたので、これまでの法服は廃止して、官服に懸章をつければよいとして、以下のようにいう。

「今般総督府文官服制被相定候ニ付テハ此際先ノ訓令第七十二号制服ヲ廃止セラレ代フルニ明治三十二年二月勅令第三十九号制服ニ懸章ヲ附シテ法服ト為シ訟廷並ニ民刑事訴訟事件ニテ出張等ノ場合ハ勿論平素右懸賞ヲ使用スルコトトセハ輕便ナルカ上ニ訟廷ノ威嚴ヲ保チ自然普通文官トノ區別モ相立チ候ニ付従来ノ如キ異容ノ感觸無之却テ這回発令相成リタル制服トモ適當致候様思料致候条従来ノ制服ヲ廢シ懸章ヲ以テ法服ト致候様改正相成度」

台湾の猛暑と法服の不便さを理由として、官服に懸章だけにしたいという上申である。その上で、懸章の具体的な仕様も提案して同意を求めている。懸賞は前節にみた略章とほぼ同じで、判官・検察官はベースを白色として細部を色違いにした懸章、書記と通訳も白色をベースとして縁・總は書記は深緑色、新設された通訳は深黄色として、細部を色違いにした懸章を提案していた。

また、この上申では法院通訳の制服について、前年（1898年）12月20日に上申ずみであるが、その後何も制定されていないので、この際同時に詮議を願うと督促していた。法院通訳のなかには台湾人通訳が包含されており、同時期の官服のように内地人のみが着用するという状況とは異なる問題をはらんでいたが、この上申では特に言及しているわけではない。

総じていえば、この上申書は、訓令で定められていた法服は廃止して、台湾では法院職員の制服も官服で統一して懸章を付けることを提案していたのであった。しかし、こ

図32 通訳・書記の懸章案(左)／判官・検察官の懸章案(右)⁶⁹⁾

の案は廃案とされ、次節にみるように、本国の法服が援用されることとなってゆく。

3.3 本国の法服援用と法院通訳の不可視化

法服を廃止して官服と懸章で法員職員の制服にするための勅令案が、総督府により作成された⁶⁸⁾。そこに示されたのが図32の懸章案であり、前述の略章の意匠を踏襲していた。しかし、この案は、本国の主務省である内務省との勅令発布の交渉過程において急転し、本国の法服を援用するという方針に変更された。この間で問題視されたものの一つが、本国にはない常設の法院通訳の存在であり、その法院通訳のなかには台湾人が存在するということであった。

1899年6月3日の「法院職員服制ニ関スル件」⁷⁰⁾では、方針変更された勅令案の「理由書」が付されており、その特徴として以下の2点を挙げることができる。特徴の一つ目は、法院職員は普通文官と異なる必要があり、「法院職員ハ公開シタル法廷ニ於テハ極テ威儀ヲ要シ自ラ普通文官ト異ナルアルヲ以テ別ニ其服制ヲ定ムルノ必要アルヲ認ム」という。

「理由書」の特徴の二つ目は、法院通訳を服制から排除すること、その理由として台湾人の存在があげられている点である。すなわち、

「通訳ハ其職務ノ性質上法院職員中ニ於テ又之ヲ殊別スル方可ナリト認ムルノミナラス通訳中ニハ本島人ヲモ包含スルヲ以テ別ニ之カ制ヲ設ケサルコト、ナシタリ」

として、法服を着用する法院職員の範疇から「本島人」(台湾人)を排除し、法院通訳に関しては、特に服制を定める必要はないとしていた。

これを受けて、台湾の法服は本国の法服を援用することとなり、「台湾総督府法院判官検察官及書記ノ服制ニ関スル件」(明治32年勅令324号)が、1899年7月4日に勅令で公布された。法文は以下の通りである。

「第一条 台湾総督府法院判官検察官及書記ハ公開シタル法廷ニ於テハ一定ノ制服ヲ著ス

第二条 判官検察官及書記ノ服制ハ明治二十三年勅令第二百六十号ニ依ル但シ覆審法院判官及検察官ハ控訴院判事及検事ノ制服地方法院判官及検察官ハ地方裁判所区裁判所判事及検事ノ制服ヲ著スヘシ」

以上のように、法服を着用する対象は、判官・検察官・書記までとされ、法服で可視化される対象から法院通訳は意図的に排除された。このとき、台湾の法院において法服で可視化されるのは内地人のみとされ、法服で可視化される対象から台湾人は排除されたのである。

お わ り に

本稿では、官服と法服の制定過程について、1899年に二つの勅令が制定されるまでの政治過程に着目しながら分析を行った。

第2章の官服に関する分析では、台湾領有翌年には官服の草案が整っていたことがわかる。これに対して、文官服制調査委員会が審議するなかで、当初の草案は変更を加えられていった。官服制定という方針はゆらぎがなかったが、可視化という点からすれば、単一色をベースに民間の洋服と近似の仕様とし、視覚に強く訴える方向性は薄れてゆき、かつ、帯剣不要など強権的色彩も希薄化されていった。しかし、最終的に採用された官服では、画一的ななかにも階層を強く明示し、かつ、黒色ベースに金色を点在させる厳めしく視覚的に訴えるものとなっていた。本国と異なる行政官の可視化は、台湾人社会への効果を意識するなかで変更された結果のものといえよう。

第3章の法服に関する分析では、法院条例制定直後から法服制定を企図していたものの、法令の形式をめぐる対立のなかで、さしあたり訓令で法服が定められていたことが

明かになる。その仕様は、本国のものと類似した部分がありながらも、帯や略章を用いるという独自の部分があった。そして官服が制定されると、台湾の猛暑のなかでの法服着用という苦痛を背景として法院上層部から、台湾独自の法服を廃止し官服に懸章を足すという方式の希望が出された。しかし本国との交渉過程のなかで、むしろ本国の法服を援用することになり、さらに、台湾人の法院通訳の存在があることから、法院通訳は法服着用の対象外へと排除されたことが明かになった。

制服による可視化は、官服のように台湾独自の制服として創出される一方、法服のように本国由来の制服に収斂してゆくものもあった。そうしたなかで、台湾社会への視覚的效果が重要視される一方で、法服を着用する台湾人が可視化されることは周到に排除されていた。台湾における官服・法服をめぐる可視化は、翻って、巧妙な不可視化とともに成立していたといえよう。

注

- 1) 本稿は、公益財団法人 JFE 21 世紀財団アジア歴史研究助成「植民地期台湾における司法通訳の歴史学的研究－多言語社会の裁判と言語－」(2019 年度)の成果であり、また、文部科学省の科学研究費・基盤研究 (A)「岡松参太郎を起点とする帝国と植民地における法実務と学知の交錯」(18H03618)、同志社大学人文科学研究所の第 20 期 (2019～2021 年度) 第 8 研究会「現代レイシズムの批判的比較分析」の成果の一部である。
- 2) 王泰升『台湾日治時期法律改革 (修訂二版)』(台北:聯經, 2014 年 9 月修訂二版)、王泰升『台湾法律史概論 (修訂五版)』(台北:元照, 2017 年 1 月修訂五版)、参照。
- 3) その代表的な存在である岡松参太郎に関する研究は、以下を参照。王泰升「再訪岡松参太郎學說與日治前期民事法變遷:兼論「習慣立法」的生成,消逝與再現」・同「日治時期的司法官僚法學:以姉齒松平之生平及研究業績為例」(王泰升『具有歷史思維的法學:結合台灣法律社會史與法律論證』(台北:元照出版, 2010 年) 第 5・6 章, 167～242 頁。王泰升「岡松参太郎の學說と日本統治前期における民事法の変遷・再論」(王泰升〔鈴木賢・松田恵美子・西英明・黄詩淳・陳宛好・松井直之・阿部由理香, 訳)『台湾法における日本的要素』(台北:台大出版中心, 2014 年) 第 5 章, 171～206 頁。吳豪人「植民地の法学者たち-「近代」パライソの落とし子」(酒井哲哉編『岩波講座「帝国日本」の学知』第 1 卷 (岩波書店, 2006 年) 第 4 章, 123～169 頁。吳豪人『植民地的法学者-「現代」樂園的漫遊者群像』(台北:台大出版中心, 2017 年) 第 1・4 章, 9～74・163～208 頁。
- 4) たとえば、岡本真希子『植民地官僚の政治史』(三元社, 2009 年) 第 3 章では、官服制定後の分析があるが、制定過程の検討は不十分なままである (105～109 頁)。
- 5) 岡本真希子「植民地統治初期台湾における法院通訳の人事-制度設計・任用状況・流動

- 性」(『社会科学』第48巻4号, 同志社大学人文科学研究所, 2019年2月, 79~106頁), 岡本真希子「植民地統治前半期台湾における法院通訳の使用言語-北京官話への依存から脱却へ」(『社会科学』第49巻4号, 同志社大学人文科学研究所, 2020年2月, 228~232頁), 参照。
- 6) 「総督府文官服制ニ関スル書類一括」(『台湾総督府公文類纂』明治三十一年永久保存追加第十六巻, 識別號:T 0797_01_001_0471, 冊號329-文號31)。
 - 7) 「文官服制資料」は, 多数の文書から構成されている。本稿では, 引用・出典の当該箇所を示す際に, 中央研究院臺灣史研究所・檔案館のデジタル(數位)資料庫「臺灣史檔案資源系統」にある「台湾総督府公文類纂」サイト (<http://tais.ith.sinica.edu.tw/sinicafrsFront/browsingLevel1.jsp?xmlId=0000320992>) で, 当該資料の閲覧時に画面右上端に出る「張號」(サイト上のページ数)を明記する(例:10ページ目の場合は, 「文官服制資料」10張)。なお, 各文書には鉛筆書きでページ数が書き込まれているが, これは資料の簿冊を分割撮影したものの場合, 「張號」とは一致しない。本稿では, 閲覧上の便宜を考え, ページ数ではなく「張號」表記を採用する。
 - 8) 「明治三十一年 当府文官服制ニ関スル書類」(130張)との表題がある(131~166張)。公布前の最終段階と考えられる資料を含む。
 - 9) 「台湾総督府□官 服制調査□関スル書類」(167張)との表題がある後半(168~317張。表題中の□は破損部分)。初期原案や調査委員会関係や見本調整過程に関する雑多な資料を含む。
 - 10) 前掲「文官服制資料」273~275張。「台湾総督府民政局」罫紙に記載。この資料が作成されるまでの経緯は, 「文官服制資料」所収資料からは不明である。
 - 11) 日本本国(「内地」)に本籍を置く日本人のこと(日本統治期の戸籍は血統主義であり, 出生地主義をとらない)。日本統治期には「内地人」と呼称(以下, カッコを省略)。
 - 12) 前掲岡本「植民地統治初期台湾における法院通訳の人事」79~83頁, 参照。
 - 13) 前掲岡本『植民地官僚の政治史』108頁。
 - 14) 前掲「文官服制資料」274~275張。
 - 15) 前掲「文官服制資料」276張。「台湾総督府民政局」罫紙に記載。
 - 16) 前掲「文官服制資料」のうち, 表は277~279張, 図案は280~287張。図案は彩色カラーで作成されている。
 - 17) 前掲「文官服制資料」のうち, 1種目が288~291張, 2種目が292~295張。
 - 18) 前掲岡本『植民地官僚の政治史』108~113頁。
 - 19) 前掲「文官服制資料」280張。図2の帽子の徽章は金色の「台ノ字」(▽を上下逆向きにあわせたもの。「台字」徽章)に金色の菊葉・菊花を付し, 袖部分には身分に応じて金線が1~3本が入っている。
 - 20) 前掲「文官服制資料」284張。
 - 21) 前掲「文官服制資料」285張。
 - 22) 平野貞次郎の恩給関係文書では, 同委員任命は7月22日(「平野貞次郎, 荒木元へ恩給

- 証書下付」『台湾総督府公文類纂』明治三十一年乙種永久保存第四卷，識別號：T 0797_01_001_0395，冊號 263－文號 17。398 張）。
- 23) 「木村匡外二名〔木下新三郎，平野貞次郎〕徽章調査委員ヲ免シ木村匡外三名ニ文官服制調査委員ヲ命ス」（『台湾総督府公文類纂』明治二十九年永久保存進退追加第二卷〔1〕，識別號：T 0797_01_001_0183，冊號 120－文號 8）。
- 24) 「事務官杉村濬外二名〔遠藤剛太郎，金子源治〕文官服制調査委員長及委員ヲ命ス」（『台湾総督府公文類纂』明治二十九年永久保存進退追加第二卷〔1〕，識別號：T 0797_01_001_0183，冊號 120－文號 10。21～22 張）。
- 25) 「西郷中将ヨリ都督府出仕阪元純キ以下月俸渡方ニ付往復 二十五日」（JACAR（アジア歴史資料センター）：A 03030412300），大路会編『大路水野遵先生』（大路会事務所，1930 年）291～292 頁，杉村濬『明治廿七八年在韓苦心録』（杉村陽太郎発行，1932 年）「自序」1 頁。渡台中には，のちに台湾総督府の初代民政局長となる水野遵とともに「北方蕃社招撫の事」に「尽力」したという（前掲『大路水野遵先生』291 頁）。
- 26) 「杉村濬へ恩給証書下付」（『台湾総督府公文類纂』明治三十一年乙種永久保存第八卷，識別號：T 0797_01_001_0399，冊號 267－文號 3）。陳文添「悦讀檔案－牽涉朝鮮閔妃暗殺事件の總督府高官－杉村濬」（『国史館台湾文獻館 電子報』第 155 期，国史館台湾文獻館，2017 年 2 月 22 日発行）URL：<https://www.th.gov.tw/epaper/site/index/155>（2021 年 2 月 3 日閲覧）。
- 27) 「杉村濬採用方陸軍大臣ニ稟申」（『台湾総督府公文類纂』明治二十九年永久保存追加第二卷〔1〕，識別號：T 0797_01_001_0176，冊號 116－文號 21）。
- 28) 「遠藤剛太郎恩給證書附與ノ件」（『台湾総督府公文類纂』明治四十一年永久保存第三卷，識別號：T 0797_01_005_0440，冊號 1368－文號 22）。
- 29) 内閣官報局『職員録 明治 28 年（甲）』（印刷局，1895 年）1・248 頁。
- 30) 金子源治ほか著『刑法実用大全：疑義説明適用参照』（博文館，1890 年），金子源治『疑義説明適例参照刑事訴訟法註釈』上巻・下巻（博文館，1891 年），金子源治編『刑事訴訟法実用』（双々館，1891 年），金子源治ほか著『司法警察官執務心得義解』（金城書院，1893 年），金子源治ほか著『選挙法実用』（二七館，1894 年）など。
- 31) 「雇員金子源治宿舍委員命令」（『台湾総督府公文類纂』明治二十九年永久保存進退第二卷〔1〕，識別號：T 0797_01_001_0144，冊號 104－文號 13）。
- 32) 内閣官報局『職員録 明治 29 年（甲）』（印刷局，1897 年）1・575 頁。なお，金子は官服成立後も総督府に在勤し，1902 年 7 月には台湾総督府典獄として台南監獄長に任命されている（「台北庁属從七位金子源治台湾総督府典獄ニ任シ台南監獄長ヲ命ス」『台湾総督府公文類纂』明治三十五年永久保存進退追加第十一卷〔2〕，識別號：T 0797_01_003_0171，冊號 792－文號 31。『官報』第 5719 号・1902 年 7 月 28 日）。
- 33) 前掲「文官服制資料」156～157 張。同意見書は，翌日（1 月 12 日）に，杉村委員長から水野民政局長へ送付。送付書（155 張）の欄外には「保存シ置クベシ」との但書きと「杉村」の捺印がある。

- 34) 前掲「文官服制資料」175～177 張。
- 35) 前掲「文官服制資料」202 張。
- 36) 前掲「文官服制資料」200 張。
- 37) 前掲「文官服制資料」205 張。
- 38) 前掲「文官服制資料」206 張。
- 39) 前掲「文官服制資料」156～157 張。
- 40) 金子委員は、前年 12 月から上京し、東京市芝区露月町の政商・小松崎茂助商店と制服の徽章・袖章・外套などの意匠や価格相談に当っており、台湾を不在にしていた（前掲「文官服制資料」156～157・213～215 張）。
- 41) 前掲「文官服制資料」169～174 張（報告書は 169～170 張、表は 171～174 張）。
- 42) 植民地における官服着用時の帯剣は、武断政治の象徴としてみなされ批判の対象であったため、台湾では 1920 年年代に入り廃止された。但し、朝鮮などの他の植民地では、制服そのものが 1920 年代に廃止されたが、台湾では制服は形式をかえつつも継続し、帯剣のみが廃止されるにとどまった（前掲岡本『植民地官僚の政治史』第 3 章、参照）。
- 43) 前掲「文官服制資料」138 張（168 張も同内容で、本文中に日付なし）。
- 44) 前掲「文官服制資料」139～153 張（表は 139～142 張、図案は 143～153 張）。
- 45) 前掲「文官服制資料」144 張。
- 46) 前掲「文官服制資料」146 張。
- 47) 前掲「文官服制資料」147 張。
- 48) 前掲「文官服制資料」145 張。
- 49) 前掲「文官服制資料」146 張。
- 50) 前掲「文官服制資料」143 張。
- 51) 前掲「文官服制資料」169 張。
- 52) 前掲「文官服制資料」134～135 張。
- 53) 前掲「文官服制資料」131～132 張。
- 54) 前掲「文官服制資料」136～137 張。
- 55) 「府令第一七號文官服制、同上稟申、同上勅令發布電報、同上施行規則、訓令第五七號同上服裝規則」（『台湾総督府公文類纂』明治三十二年甲種永久保存第三卷〔1〕、識別號：T 0797_01_002_0003、冊號 350－文號 11）111～115 張。
- 56) 前掲岡本『植民地官僚の政治史』第 3 章、105～116 頁。
- 57) 制定官服の出典はすべて、『官報』第 4687 号（印刷局、1899 年 2 月 18 日）261～263 頁。
- 58) 「判事検事裁判所書記及執達吏制服ノ件」（明治 23 年 10 月 22 日勅令第 260 号）および図 25～28 は、『官報』第 2196 号（内閣官報局、1890 年 10 月 23 日）293～297 頁。
- 59) 刑部芳則『洋服・散髪・脱刀－服制の明治維新』（講談社、2010 年）205～208 頁。
- 60) 「折衷衣冠」『東京朝日新聞』1890 年 10 月 10 日、朝刊、第 2 面。
- 61) 「法官服制の制定」『東京朝日新聞』1890 年 10 月 24 日、朝刊、第 2 面。

- 62) 岡本真希子「植民地統治初期における台湾総督府法院の人事－判官・検察官の任用状況と流動性を中心に」(『社会科学』第 48 卷第 2 号, 同志社大学人文科学研究所, 2018 年 2 月, 239～275 頁), 参照。
- 63) 「台湾総督府法院法官制服制定ノ件」(『台湾総督府公文類纂』明治二十九年甲種永久保存第四卷之一〔2〕, 識別號:T 0797_01_001_0079, 冊號 58－文號 34) 5 張。高野は初代の高等法院長と, 民政局の法務部長を兼任。
- 64) 前掲「台湾総督府法院法官制服制定ノ件」5 張。
- 65) 前掲「台湾総督府法院法官制服制定ノ件」6 張。「文書課長」名で「木村」の印あり。
- 66) 前掲「台湾総督府法院法官制服制定ノ件」7～11 張。図 29～31 も出典同じ。
- 67) 「法院判官検察官書記及通訳法服之義上申」(「府令第六〇號法院職員服制, 同上覆審法院長上申, 同上勅令案ヲ具シ内務大臣へ稟申, 同上發布電報, 同上施行期日, 同上府令中正誤」(『台湾総督府公文類纂』明治三十二年甲種永久保存第三卷〔1〕, 識別號:T 0797_01_002_0003, 冊號 350－文號 13) 130～132 張。
- 68) 「法院職員服制ニ関スル件」(前掲「「府令第六〇號法院職員服制, 同上覆審法院長上申, 同上勅令案ヲ具シ内務大臣へ稟申, 同上發布電報, 同上施行期日, 同上府令中正誤」) 133～140 張。1899 年 3 月 30 日立案。「大至急」の下げ札と「廃案」の朱書きあり。
- 69) 前掲「法院職員服制ニ関スル件」139 張。
- 70) 「法院職員服制ニ関スル件」(前掲「府令第六〇號法院職員服制, 同上覆審法院長上申, 同上勅令案ヲ具シ内務大臣へ稟申, 同上發布電報, 同上施行期日, 同上府令中正誤」) 141～145 張。1899 年 5 月 25 日立案, 同 6 月 3 日判決。前掲注 68 の資料の廃案後に立案された, 内容変更の同名文書。